

各計画案を作成しました

各計画(素案)の閲覧方法やご意見の送付方法は、5面をご覧ください。

# 皆様のご意見をお寄せください

## 1 立川市第2次学校教育振興基本計画

教育基本法に基づき、立川市の学校教育の目指すべき方向性や、重点的、計画的に取り組むべき施策等を定めた計画です。今後5年間を見据えた学校教育の方向性として「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を基本方針として掲げ、9つの基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。

第1章「計画策定の基本的な考え方」、第2章「計画策定にあたって」、第3章「計画の体系」、第4章「事業の展開と今後の方向性」、第5章「計画の推進にあたって」、資料編で構成されています。

問教育総務課庶務係(市役所2階63番窓口)内線2464Fax(528)1204Ekyouikusoumu@city.tachikawa.lg.jp

## 2 立川市第5次生涯学習推進計画

「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を実現するため、これからの時代にふさわしい生涯学習のあり方について、基本的な考え方を示したものです。学びの場の提供を通じて市民の交流や生きがいがづくりに寄与するとともに、地域の学習拠点である地域学習館の職員がコーディネーターとして学習の成果をまちづくりや地域課題の解決につなげていく取り組み等を示しています。

第1章「立川市の生涯学習推進計画」、第2章「国及び東京都の動向」、第3章「現状と課題」、第4章「計画の概要」、第5章「計画の内容」、第6章「計画の推進にあたって」、第7章「資料編」で構成されています。

問生涯学習推進センター管理係(女性総合センター4階)☎(527)5757Fax(528)6806Eshougai-suishin@city.tachikawa.lg.jp

## 3 立川市第2次図書館基本計画

多様化する利用者ニーズに対応できるサービス体制の確立や図書館内の環境改善など、利用者の利便性向上に向けて図書館機能の強化を図るための基本計画です。

本計画は、「地域の情報拠点として、暮らしに役立つ身近な図書館」を基本理念とし、「資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成」、「図書館サービスの拡充」、「図書館の効果的な運営」という3つの施策の柱に基づいて構成されています。

問図書館管理係(中央図書館4階)☎(528)6800Fax(528)6806E Toshokan@city.tachikawa.lg.jp



市内での世界ふれあい祭(世界各国の文化紹介やバザー等)

## 4 立川市第3次子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子どもの読書活動の推進・読書環境の整備を推進するため、基本的な考え方や取り組みを示したものです。

現在の子どもの読書活動の状況や第2次計画の取組状況と課題等を踏まえ、「(1)家庭や地域での取組、(2)学校と学校図書館の取組、(3)図書館の取組、(4)ハンディキャップ等のある子どもたちへの取組」を4つの柱としています。

問図書館サービス第二係(中央図書館4階)☎(528)6800Fax(528)6806E Toshokan@city.tachikawa.lg.jp

## 5 立川市スポーツ推進計画

市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができることを目指している計画です。

第1章「計画策定の基本的な考え方」、第2章「計画策定にあたって」、第3章「計画の体系」、第4章「計画の取組事項」、第5章「計画の推進にあたって」、資料編で構成されています。

問スポーツ振興課スポーツ振興係(泉市民体育館)☎(529)8515Fax(534)5169E sports@city.tachikawa.lg.jp

## 6 立川市第3次文化振興計画

人々の心にゆとりや潤いをもたらし、まちを活気づける力のある文化芸術の振興を推進し、市民が世代を超えてより強く誇りと愛着を持てるまちづくりを実現するために策定する計画です。市民、市民団体、教育機関、企業、行政等さまざまな主体が、文化芸術振興の目標や方針等に共通の認識を持ち、取り組みを進めることとしています。

第1章「立川市第3次文化振興計画策定の趣旨」、第2章「到達目標」、第3章「取組方針」、第4章「実施項目」、第5章「重点取組項目」で構成されています。

問地域文化課文化振興係(たましんRISURUホール2階)内線4502Fax(525)6581E chiikibunka-t@city.tachikawa.lg.jp

## 7 立川市第3次多文化共生推進プラン

国籍や民族などの異なる人々が、文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現を目指した、「多文化共生」の地域づくりを推進するためのプラン(計画)です。

第1章「多文化共生を巡る日本社会」、第2章「立川市第3次多文化共生推進プランの趣旨」、第3章「立川市の現状と課題」、第4章「プランの概要」、第5章「取組項目」及び資料編で構成されています。

第5章では「外国人市民のコミュニケーション支援」等4つの施策の柱の下に具体的に42事業を挙げています。

問協働推進課多文化共生係(市役所2階49番窓口)内線2632Fax(527)8074E kyoudousuishin@city.tachikawa.lg.jp

## 8 立川市第6次男女平等参画推進計画

性別に関わりなく一人ひとりが対等な立場で社会に共に参画し責任を負う、男女平等参画のために必要な施策を、総合的に推進していくことを目的に策定した計画です。本計画では、男女が互いの人権を尊重し、平等に、豊かにいきいきと暮らす男女平等参画社会の実現を目指しています。

第1章「計画の基本的な考え方」、第2章「計画の基本テーマの設定」、第3章「基本テーマごとの施策と事業」で構成されています。なお、本計画の一部は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画としても位置付けています。

問男女平等参画課男女平等参画係(女性総合センター5階)☎(528)6801Fax(528)6805E danjobyoudou@city.tachikawa.lg.jp

## 9 立川市第2次環境基本計画

立川市環境基本条例に基づき策定する、環境への負荷の少ないまちづくりの指針となり、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

第1章「計画策定の背景」、第2章「計画の基本的事項」、第3章「計画の基本理念と目指すべき環境像」、第4章「環境像の実現に向けた取組」、第5章「計画の推進体制・進行管理」、第6章「立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、資料編で構成されています。

問環境対策課環境推進係(市役所2階79番窓口)内線2243Fax(524)2603E kankyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jp



学校ビオトープでのヘイケボタルの幼虫放流

## 10 立川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の規定により、本市の区域内から発生するごみの適正処理について長期的・総合的視野に立った基本となる事項を定めた計画です。

本計画は、ごみの減量を進めるため、現在の計画の達成状況を確認し、関連計画や法制度の動向、社会情勢の変化に応じて本市が抱える課題に対応していくため、改定を行っています。

第1章「計画の基本事項」、第2章「ごみ処理の現状」、第3章「ごみ処理の課題」、第4章「基本方針」、第5章「ごみ処理計画」、資料編で構成されています。

問ごみ対策課ごみ減量推進係(総合リサイクルセンター3階)内線6756Fax(531)5800E gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp